

特定非営利活動法人三鷹経営コンサルタント協会 会則

この会則は、会の運営など定款を補足する目的で作成したものである。

第1条（会員）

本会の会員は三鷹市および周辺に在住もしくは在職し、経営に関する診断並びに教育を業とする者およびこれを志す者で構成する。

第2条（目的）

本会は三鷹市、三鷹商工会および関連経済諸団体と協力して、地域経済の発展と産業振興に寄与することおよび会員相互の研鑽を図ることを目的とする。

第3条（会費）

会費は年額9000円とする。会計期間の途中に入会した場合は月割りの会費とする。

第4条（会則の変更）

会則の変更は理事会の決議をもって行う。

第5条（業務に関する金銭の扱い）

1. 協会が契約した業務については、受注額から経費を控除した額の10%を協会が受領する。
2. 個人が契約した業務については、協会は関与しない。なお、協会に依頼されたものは、1項で処理を行う。
3. 個人が契約した業務で、他の会員の支援を依頼するものは、両者が相談して処理する。
4. 協会の運営のための報酬については、理事会で別表を定めることができる。

第6条（顧問）

理事会の決議にもとづき顧問を置くことができる。顧問のうち名誉顧問を選出できる。名誉顧問の会費は不要とし、この会の指導に当たる。

第7条（受託業務の担当者の取り決め及び報酬の配分）

当協会として受託した業務において、委託機関からの当協会に対する信頼をより向上し、業務の質を高く維持するために、次のルールを実施する。

1. 担当者の決定

代表理事は業務を受託したことを理事会に報告し、誰が担当するかについて理事会に諮り、その意見に基づいて代表理事がその業務の主任担当者を指名する。

2. 担当者によるチームの編制

前項受託業務がチームで遂行すべき性格の業務である場合は、前項主任担当者は自らの判断に基づいて、前項受託業務が期待される高い品質を達成でき、かつ、主任担当者をリーダーとしてチーム活動するに当たって互いに協調性を以て共同作業に従事でき、全体として整合性有る作業結果を出すことが期待できる会員を、主任担当者が候補者に相談し、その受諾を受けて指名する。

3. 報酬の配分

(1) 業務完了のための経費（発注者に提出する書類の印刷、製本代など）は会計担当の承認額をもって受託金額から控除し、支払者に支払う。

(2) (1) の残額の10%を協会が受領する。

(3) 主任担当者はリーダーとして目標達成のため運営の推進をはかる。これに対する報酬は、(2) の残額の35%とする。（*従来は10%であったが、当初の企画、運営は相当量の

時間と責任を要するので35%に改定したい。現役のメンバーにも主任担当者として参画できる機会を与えたい。)

(4) (3)の残額をメンバー数で除した額をメンバーに支給する。

(5) リーダーの報酬の上限は30万円とする。

(6) リーダーは会計担当の領収書などを含めて配分表を作成し提出する。

第8条(電子メールによるトラブルの処置)

メーリングリスト方式の電子メール上のやりとりが、当会の求心力を害しそうな方向に向かった場合に対する緊急の処置について取り決める。

1. メーリングリスト上での論争の禁止

メーリングリスト上で、複数の会員間で会の結束を害するような感情を交えた論争が生じた場合は、代表理事は論争の当事者にメーリングリスト上での論争を中止するよう指示し、至急、両人との面談の機会を設定する。

2. 論争当事者の弁明の機会

論争の当事者は代表理事と面談して論争の経緯を説明し、代表理事の仲裁を受ける。

3. 制止を聞かない場合の処置

1項の代表理事によるメーリングリスト上の論争の中止指示が為されても、これを無視し、メーリングリスト上での論争が継続される場合は、メーリングリスト管理者は、緊急処置として、問題発言が続く会員のアドレスをメーリングリストの登録から外す。

第9条(ワークショップ制度)

1. 研究調査のために3名以上のメンバーで構成したワークショップを提案することができる。
2. 提案された事項は理事会で審議し、承認した場合必要があれば予算措置などを行う。

附則

1. この会則は、平成元年6月7日より実施する。
2. 平成16年6月10日定款との整合のため変更
3. 平成18年5月18日 第3条変更、第5条4追加、第7条追加、第8条追加
4. 平成22年1月21日実施 第3条、第5条、第7条変更、